

朝倉市ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティを実現するため、再生可能エネルギー設備等を導入する個人に対し、市が予算の範囲内で交付するゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）については、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 一の建築物に自己の居住の用に供する部分及び店舗又は事務所の用に供する部分があり、それらが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。
- (3) 太陽光発電設備 財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたもので、発電された電力が個人住宅又は併用住宅（以下「住宅等」という。）で使用される設備をいう。
- (4) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。
- (5) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (6) 電気自動車等 電気自動車又は燃料電池自動車をいう。
- (7) 電気自動車充給電設備（V2H） 電気自動車等に搭載されている蓄電池から分電盤を通じて住宅等に電気を送るなど、電気自動車等と住宅等の電気を相互に供給できるようにする設備をいう。
- (8) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 外皮の高断熱化及び高効

率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいい、次の表の判断基準を満たす住宅をいう。

住宅の種類	判断基準
Z E H	<p>次のアからエまでの全てに適合すること</p> <p>ア Z E H強化外皮基準（地域区分6地域の平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（U_A値）0.60以下）</p> <p>イ 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>ウ 再生可能エネルギーを導入（容量不問）</p> <p>エ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100パーセント以上の一次エネルギー消費量削減</p>

- (9) ニアリー・ゼッチ（N e a r l y Z E H） Z E Hを見据えた先進住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅をいい、次の表の判断基準を満たす住宅をいう。

住宅の種類	判断基準
N e a r l y Z E H	<p>次のアからエまでの全てに適合すること</p> <p>ア Z E H強化外皮基準（地域区分6地域の平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（U_A値）0.60以下）</p> <p>イ 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>ウ 再生可能エネルギーを導入（容量不問）</p> <p>エ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネ</p>

ルギー消費量から75パーセント以上100パーセント未満の一次エネルギー消費量削減
--

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象設備等を設置し、購入し、又は建築し、若しくは改築する者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること又は第9条に規定する実績報告書の提出までに市内に住所を有する予定であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯に属する者及び生計同一者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備等」という。）、補助要件及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の回数は、補助対象者の属する世帯ごとに同一の補助対象設備等につき1回を限度とする。

(工事等の着手等)

第5条 補助の対象となる事業は、補助対象設備等の設置、購入又は建築若しくは改築（以下「設置等」という。）に係る手続きを行う前に補助金の交付決定を受け（ZEH及びNearly ZEHの場合を除く。）、かつ、当該交付決定の日の属する年度の3月20日（その日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる設置等に係る手続きがなされている事業とする。

補助対象設備等の区分	設置等に係る手続
太陽光発電設備	住宅等への設備の設置及び電力会社との電力受給契約の締結
電気自動車等	車両の購入及び納車
V2H	住宅等への設備の設置

Z E H及びN e a r l y Z E H	建築若しくは改築に係る工事の完了又は購入による建築物の引き渡し
-----------------------------	---------------------------------

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、ゼロカーボン推進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の市税の滞納がないことの証明書の写し又は非課税証明書の写し(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (2) 申請者の住民票の写し(発行日から1箇月以内のものに限る。)
- (3) 同意書(様式第2号)
- (4) 次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる

書類

補助対象設備等の区分	交付申請書に添付する書類
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備を設置する住宅等の位置図(付近見取図) (2) 太陽光発電設備を設置する住宅等の工事着手前の写真 (3) 太陽光発電設備の規格を示すカタログ又は仕様書等 (4) 太陽光発電設備の設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し (5) 太陽光発電設備を設置する住宅等の所有者の承諾書(様式第3号。申請者が住宅等の所有者でない場合に限る。)
電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 車両の購入に係る見積書の写し (2) 車両の使用の本拠の位置の住宅等の位置図(付近見取図) (3) 車両の仕様が分かるカタログ等

	<p>(4) 使用の本拠の位置の住宅等にV2Hが設置されていることが分かる写真及びV2Hの規格等が分かる書類又はカタログ等（申請時に未設置の場合を除く。）</p> <p>(5) 使用の本拠の位置の住宅等に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真及び電力会社との電力受給契約書の写し（申請時に未設置の場合を除く。）</p>
V2H	<p>(1) V2Hを設置する住宅等の位置図（付近見取図）</p> <p>(2) V2Hを設置する住宅等の工事着手前の写真</p> <p>(3) V2Hの設置に係る平面図</p> <p>(4) V2Hの規格等が分かる書類又はカタログ等</p> <p>(5) V2Hの設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し</p> <p>(6) V2Hを設置する住宅等に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真及び電力会社との電力受給契約書の写し（申請時に未設置の場合を除く。）</p> <p>(7) V2Hを設置する住宅等の所有者の承諾書（様式第3号。申請者が住宅等の所有者でない場合に限る。）</p>
ZEH及びNearly ZEH	<p>(1) ZEH又はNearly ZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載された建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書（以下「BELS評価書」という。）の写し（住宅が未完成の場合を除く。）</p> <p>(2) 住宅に係る契約書の写し</p> <p>(3) 住宅の場所を示す地図</p>

(4) 住宅の全体写真及び導入した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の写真（住宅が未完成の場合を除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、ゼロカーボン推進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、交付申請書の内容を変更するとき、又はやむを得ない理由により設備等の設置等を中止するときは、速やかにゼロカーボン推進計画変更等申請書（様式第5号。以下「変更等申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更する内容を確認することができる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更等申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ゼロカーボン推進補助金変更等承認通知書（様式第6号）により決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 決定者は、補助対象設備等の設置が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月20日（その日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備等の設置等状況を確認することができる写真

(2) 補助対象設備等の設置等に係る費用の領収書の写し及び設置等に係る費用の内訳が分かる書類（補助対象設備設置等に係る費用が確認できるものに限る。）

(3) 事業完了後に発行された申請者の住民票の写し（補助金の交付申請時に申請者が市外に居住していた場合で、市内へ転入後のものに限る。）

(4) 次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

補助対象設備等の区分	実績報告書に添付する書類
太陽光発電設備	(1) 電力会社との電力受給契約書又は電力受給開始のお知らせの写し
電気自動車等	(1) 自動車検査証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを併せるものとする。） (2) 使用の本拠の位置の住宅等にV2Hが設置されていることが分かる写真及びV2Hの規格等が分かる書類又はカタログ等（未設置の場合及び申請時に提出している場合を除く。） (3) 使用の本拠の位置の住宅等に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真及び電力会社との電力受給契約書の写し（未設置の場合及び申請時に提出している場合を除く。）
V2H	(1) V2Hを設置した住宅等に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真及び電力会社との電力受給契約書の写し（未設置の場合及び申請時に提出している場合を除く。）
ZEH及びNear ly ZEH	(1) BELS評価書の写し（申請時に未提出の場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、書類の審査及び現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、ゼロカーボン推進補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 確定通知書を受けた決定者は、補助金を請求するときは、ゼロカーボン推

進補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第12条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金を交付する条件に違反したとき。
- （4） 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- （5） 実績報告書その他の書類を期限内に提出しないとき。
- （6） 変更等申請書の記載内容を審査した結果、補助金の交付対象としないとき。
- （7） その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消すときは、ゼロカーボン推進補助金交付取消通知書（様式第10号）により決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（手続の代行）

第14条 申請者は、補助金交付の申請等の手続について、補助対象設備等を販売する業者、工事施工業者及び住宅建設業者等（以下これらを「手続代行者」という。）に対して代行を委任することができる。

2 申請者は、前項の規定により手続の代行を委任する場合は、交付申請書に必要事項を記載し提出しなければならない。

3 手続代行者は、委任された手続を、誠意を持って対応するものとする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内の既存又は新築の個人住宅（併用住宅の場合にあつては、居住部分が全体の3分の1以上であること。）</p> <p>(2) 次に掲げる値のいずれか小さい値が10キロワット未満であること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの最大出力合計値</p> <p>イ パワーコンディショナーの定格出力合計値</p> <p>(3) 発電設備による発電量のうち、当該住宅等における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連携すること。</p> <p>(4) 既にシステムが設置され、増設分でないこと。</p> <p>(5) 未使用品であり、かつ、リース品でないこと。</p>	<p>対象設備の最大出力の値（出力の単位はキロワットとし、交付申請時においては補助要件の欄第2号ア又はイのいずれか小さい値とし、実績報告時においては電力受給契約における最大出力の値とする。この場合において、その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に10,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、80,000円を上限とする。</p>
電気自動車等	<p>次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</p>	<p>1件につき30,000円。ただし、使用の本拠の位置の住宅等に太陽光発電設備が設置され、電力会社との電力受給契約が結ばれてい</p>

	<p>(2) 申請者が自動車検査証の所有者となっていること。ただし、割賦による取得の場合は使用者となっていること。</p> <p>(3) 申請者の住民登録地に使用の本拠を置いていること。</p> <p>(4) V2Hを経由して電力を取り出すことができる車両であること。</p> <p>(5) 未使用品であり、かつ、リース品でないこと。</p>	<p>る場合及びV2Hが設置されている場合は、1件につき100,000円</p>
V2H	<p>次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅等の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>(2) 市内の住宅等に設置する設備であること。</p> <p>(3) 国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（V2H充放電設備補助）の補助対象設備となっていること。</p> <p>(4) 未使用品であり、かつ、リース品でないこと。</p>	<p>購入設置に係る費用の額（消費税等を含む。）に10パーセントの割合を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50,000円を上限とする。ただし、設置する住宅等に太陽光発電設備が設置され、電力会社との電力受給契約が結ばれている場合は、70,000円を上限とする。</p>
ZEH及びNearly ZEH	<p>次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) ZEHの新築、ZEHの</p>	<p>住宅の延床面積に3,000円を乗じた得た額（当該額に1,000円未満の端</p>

	<p>新築建売住宅の購入又は太陽光発電設備の設置を伴う既存住宅のZEHへの改築であること。</p> <p>(2) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、ZEHであることを証明できる住宅であること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備に係る補助金の交付申請を行っていないこと。</p> <p>(4) 本市における他の補助制度の対象となっていないこと。</p> <p>(5) 申請者が居住する市内の個人住宅であること。</p>	<p>数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、300,000円を上限とする。ただし、Nearly ZEHの場合は、住宅の延床面積に1,000円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、100,000円を上限とする。</p>
--	---	--